

医療法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>第二節 エックス線装置等の防護</p> <p>（エックス線装置の防護）</p> <p>第三十条 （略）</p> <p>2 透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 エックス線管焦点皮膚間距離が三十センチメートル以上になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未滿で照射することを防止するインターロックを設けること。ただし、手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については、二十センチメートル以上に行うことができる。</p> <p>四 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げるときは、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。</p> <p>イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。</p> <p>ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野</p>	<p>第二節 エックス線装置等の防護</p> <p>（エックス線装置の防護）</p> <p>第三十条 （略）</p> <p>2 透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 透視時のエックス線管焦点皮膚間距離が四十センチメートル以上になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未滿で照射することを防止するインターロックを設けること。ただし、手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については、二十センチメートル以上に行うことができる。</p> <p>四 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合にあつては、受像面に外接する大きさまでエックス線照射野を許容するものとする。</p>

の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この条において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。

五（略）

六 透視時の最大受像面を三・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

七 利用線錐以外のエックス線を有効にしやへいするための適切な手段を講じること。

3

撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法（CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならぬ。

一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げるときは受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとし、又は口内法撮影用エックス線装置にあつては照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が六・〇センチメートル以下になるようにするものとし、乳房撮影用エックス線装置にあつてはエックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりがある五ミリメートルを超えず、かつ、受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がりがある焦点受像器間距離の二パーセントを超えないようにするものとする。

イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エ

五（略）

六 透視時の最大照射野を三・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

七 被照射体の周囲には、利用線錐以外のエックス線を有効にしやへいするための適当な装置を備えること。

3

撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならぬ。

一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合にあつては、受像面に外接する大きさまでエックス線照射野を許容するものとし、口内法撮影用エックス線装置にあつては、照射筒の端における照射野の直径が六・〇センチメートル以下になるようにすること。

ックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

□ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。

二 エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとする。ただし、拡大撮影を行う場合にあつては、この限りでない。

イ〜二 (略)

ホ CTエックス線装置にあつては、十五センチメートル以上

ヘ イからホまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、四十五センチメートル以上

三 (略)

4 胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一 利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁と受像面の縁との交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないときは、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。

二・三 (略)

(使用の場所等の制限)

二 エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとする。た

だし、拡大撮影を行う場合にあつては、この限りでない。

イ〜二 (略)

ホ イから二までに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、四十五センチメートル以上

三 (略)

4 胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

一 利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。

(使用の場所等の制限)

第三十条の十四 病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合は、この限りでない。

エックス線装置の使用	(略)	(略)
診療用高エネルギー放射線発生装置	(略)	(略)
診療用放射線照射器具の使用	(略)	(略)
放射性同位元素装備診療機器の使用	(略)	(略)
診療用放射線同位元素の使用	(略)	(略)
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射線同位元素の貯蔵	(略)	
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射線同位元素の運搬	(略)	
診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄	(略)	

(取扱者の遵守事項)

第三十条の二十 (略)

2 病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行う医師又は歯科医師に

第三十条の十四 病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合は、この限りでない。

エックス線装置の使用	(略)	(略)
診療用高エネルギー放射線発生装置	(略)	(略)
診療用放射線照射器具の使用	(略)	(略)
放射性同位元素装備診療機器の使用	(略)	(略)
診療用放射線同位元素の使用	(略)	(略)
診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵	(略)	
診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の運搬	(略)	
診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄	(略)	

(取扱者の遵守事項)

第三十条の二十 (略)

2 病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行う医師又は歯科医師に

次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 (略)

二 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。

次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 (略)

二 診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。

改正	現行
<p>第二節 エックス線装置等の防護</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。)を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとする。ただし、拡大撮影を行う場合(へに掲げる場合を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る。)にあつては、二十センチメートル以上</p> <p>ト イからへまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、四十五センチメートル以上</p>	<p>第二節 エックス線装置等の防護</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。)を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとする。ただし、拡大撮影を行う場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ イからホまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、四十五センチメートル以上</p>